

多摩の魅力発信プロジェクトマスコットキャラクター等利用取扱要領

平成26年8月20日

26総行振第502号

改正 令和4年3月29日 3総行振第1449号

(目的)

第1条 この要領は、多摩の魅力発信プロジェクトマスコットキャラクター等に関し、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。）の規定に基づく利用許諾を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、マスコットキャラクター等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) マスコットキャラクター「たまらんにゃ〜」
- (2) ロゴタイプ「たま発！」
- (3) ロゴマーク「多摩の魅力発信プロジェクト」

(利用の申請)

第3条 マスコットキャラクター等のデザインを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、報道機関が報道目的で利用する場合又は東京都（以下「都」という。）が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ多摩の魅力発信プロジェクトマスコットキャラクター等利用許諾申請書（別記第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

(利用の許諾)

第4条 知事は、前条の規定による利用の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、マスコットキャラクター等の利用を許諾するものとする。


この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定する営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) 特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) 都が作成したマスコットキャラクター等の利用に係るマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定められた利用方法に従うものでないとき。

- (8) 有償で販売する製品に使用する場合で、製造・販売のいずれも多摩地域で行われていないとき。
 - (9) 広告・宣伝に使用する場合で、多摩地域の魅力発信に寄与するものと認められないとき。
 - (10) その他知事が不相当と認めるとき。
- 2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、多摩の魅力発信プロジェクトマスコットキャラクター等利用許諾書(別記第2号様式)をもって行う。

(利用上の遵守事項)

第5条 マスコットキャラクター等の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用し、都の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 利用に当たっては、都が提供したマスコットキャラクター等に係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに定められた色、形等を正しく利用すること。
- (4) 原則として、マスコットキャラクター等を利用する物件には、許諾番号(「たま発! 2013# (前条第2項の要領による許諾番号) 」)を明示すること。ただし、その形状等から許諾番号を明示することが困難な場合を除く。
- (5) 当該利用に係る物件の完成見本を提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (6) マスコットキャラクター等を利用する物件は、製造に当たって環境に配慮するなど、都の指針を踏まえたものとする。
- (7) マスコットキャラクター等の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。マスコットキャラクター等の著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、都は一切の責任を負わない。
- (8) 利用者は、マスコットキャラクター等を利用した商品等の^{かし}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、都に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- (9) 故意又は過失により都に損害を与えた場合、これによって生じた損害を都に賠償すること。

(許諾内容の変更)

第6条 第4条の規定により許諾を受けたものが、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、多摩の魅力発信プロジェクトマスコットキャラクター等利用許諾変更申請書(別記第3号様式)を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(利用状況の報告等)

第7条 知事は、マスコットキャラクター等の利用の許諾を受けた者に対し、利用状況について報告を求めることができる。

(許諾の取消し)

第8条 知事は、マスコットキャラクター等の利用がこの規定及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取消し、当該許諾に係る物件の回収を命じることができる。

2 前項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

(商標の使用)

第9条 本件商標の使用は、通常使用权とする。

2 本件商標の使用に関する取扱いについては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、別記第1号様式から第3号様式までの規定中、「利用」とあるのは、「使用」と読み替えるものとする。

(使用料)

第10条 マスコットキャラクター等の著作権使用料については、要綱第12条に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和4年3月29日から施行する。